

＝消費生活相談員のための判例紹介＝

手配旅行契約における取消料について、旅館のホームページ上に記載された取消料が、直ちに消費者契約法9条1号にいう「平均的な損害」とはならず、解除事由、時期に従い、事業者が生ずべき損害の内容、損害回避の可能性等に照らし具体的に判断すべきとしたうえで、取消料の一部を同条により無効とした判決。

東京地方裁判所 平成23年11月17日 判決 平成23年(レ)第26号 不当利得返還請求控訴事件
(原審：東京簡易裁判所 平成22年(ハ)第47740号)

弁護士 小松良匡(東京弁護士会)

1 事案の概要

本件は、宿泊予定日の前日にキャンセルを申し出た場合におけるキャンセル料について、消費者契約法9条1号にいう「平均的な損害」の意義ないしはその範囲が問題となった事案である。

大学のスポーツ同好会、「A同好会」である控訴人は、被控訴人が経営する旅館、「B旅館」での5泊6日の宿泊を予定していた。ところが、宿泊予定日前日にA同好会部員内に、新型インフルエンザに罹患したものが複数名出たことから、宿泊のキャンセルを申し出たところ、B旅館は、インターネット上に掲示してあるB旅館キャンセルポリシーに基づいて、キャンセル料(宿泊代金の70%)を請求し、A同好会担当者Cは、これに応じて一旦キャンセル料を支払ってしまった。

そこで、A同好会は、B旅館に対するキャンセル料の支払いの一部は、消費者契約法9条1号に基づき無効であるとして、支払ったキャンセル料の一部返還(不当利得)を求めた事案である。

2 本件の争点

(1) A同好会は「消費者」に該当するか

本件では、まず、A同好会が個人ではなく、大学のスポーツ同好会であったため、そのような権利能力なき社団たるA同好会が、消費者契約法上、保護される「消費者」(同法2条1項)に該当するかが争点となった。

たしかに本件A同好会は、権利能力なき社団であるが、旅館業者である被控訴人との間には、有している情報の質及び量並びに交渉力に差があることから、契約弱者の保護を目的とする消費者契約法の趣旨に鑑み、「消費者」に該当すると主張した。

これに対し、B旅館は、権利能力なき社団は、消費者契約法2条3項の「法人その他の団体」に該当するから、「消費者」には該当しないとして争った。

(2) 「平均的な損害」の意義

本件において、次に争点となったのは、「平均的な損害」の意義である。消費者契約法9条1号は、損害賠償の予定又は違約金を定める条項が存在しても、「平均的な損害」を超える部分についての損害賠償の予定又は違約金の定めは無効となると規定しているところ、何を以て「平均的な損害」というかが争点となった。

A同好会は、最高裁判所の判例(最判平成18年11月27日)や、その他裁判例(東京地裁平成14年3月25日)を根拠に、「平均的な損害」とは、多数の同種契約事案について典型的に考察した場合に算定される平均的な損害の額をいうと考えられるが、その平均的な額を算定するに当たっては、抽象的な資料根拠(例えば、ホームページ上の記載)に基づくのではなく、客観的な証拠資料に基づき具体的かつ総合的な検討を必要とするとして主張した。

これに対し、B旅館は「平均的な損害」の額を考慮するにあたっては、同種の旅館のキャンセル料と比較すればよく、個別具体的な事情までを考慮する必要はないと反論し、争った。

3 裁判所の判断

(1) 争点1(「消費者」該当性)について

裁判所は、消費者契約法において、「法人その他の団体」が事業者にあたるとされているのは、「法人その他の団体」が、消費者との関係で情報の質及び量並びに交渉力において優位に立っているからであるとし、そうすると、権利能力なき社団のように、一定の構成員により構成される組織であっても、消費者との関係で情報の質及び量並びに交渉力において優位に立っていると評価できないものについては「消費者」に該当するものと解するのが相当であるとの判断を示した。すなわち、権利能力なき社団というだけでは、一律に「法人その他の団体」に該当するものではないとした。

そのうえで、本件については、A同好会は大学

のラグビーチームであり、その主要な構成員は大学生であるものと認められ、現に本件手配旅行契約締結の担当者Cも当時大学生であったことからすると、情報の質及び量並びに交渉力において優位に立っているとは評価できないから「消費者」に該当すると判断した。

(2) 争点2 (平均的な損害の意義) について

「平均的な損害」について裁判所は、まず、「平均的な損害」とは、同一事業者が締結する同種契約事案について典型的に考察した場合に算定される平均的な損害額であり、具体的には、当該解除の事由、時期に従い、当該事業者が生ずべき損害の内容、損害回避の可能性等に照らして判断すべきものと解するのが相当であるとの見解を判示した。

そのうえで、まず解除の事由については、A同好会部員が新型インフルエンザに罹患したことを理由とするキャンセルは、「平均的な損害」の額の減額事由としては認められないとし、次に損害の内容及びその回避可能性を個別具体的に判断した。

① 損害の内容

宿泊代金(宿泊料金×宿泊延べ人数)及びグラウンド使用料金を損害として認め、送迎バスの準備(受入準備費用等)は、上記料金で賄われることが予定されていたとして損害として認めなかった。

② 損害の回避可能性

(ア) 宿泊料金及びグラウンド使用料金

B旅館においては、その頃連泊での合宿が連日予約されていることから、宿泊予定日前日A同好会が予約を取り消した時点で、他の客が宿泊する可能性は存在しないか、仮にそうでないとしても極めて乏しかったものと認められるため、仲介手数料を除いた全額(5泊分)につき、損害となとした。グラウンド使用料についても、他の客が使用することにより使用料金分の損害を生じることが回避できるような事情は認められないため、使用料全額相当が損害となとした。

(イ) 食材費

一般的な宿泊施設においては、食材は使用する前日に購入するものであり、B旅館においても、本件予約がキャンセルとなった時点で2日目以降の食材費の仕入れを取消し、支出を免れることができたため、2泊目以降の食材費については、損害から控除された。

(ウ) 光熱費、クリーニング費用およびアメニティー費用

この点については、B旅館も争っていないため、

支出を免れたとして、全額損害から控除された。

(エ) 人件費

宿泊直前に予約を取り消された場合、仕事がなくなったからといって従業員を休ませ、給料を支払わないことが容易に行えるものとは認め難く、現に、B旅館においても本件宿泊期間に相当する給料を減額する処理をしていないからとして、人件費は全額損害となとした。

③ 以上より、宿泊料及びグラウンド使用料(ア)は、全額につき事業者が生ずべき損害であるとし、そこから宿泊2日目以降の食材費(イ)、光熱費、クリーニング費用およびアメニティー費用(ウ)につき損害を回避できたとして、これらを控除した額が損害額とされた。そして、手配旅行契約における取消料については、業界内に標準約款が存在せず、旅館ごとに20%から100%と大きく異なる金額を定めているから、旅館のホームページに記載された取消料が、直ちに同法9条1号にいう「平均的な損害」とはならず、上記損害額が「平均的な損害」であるとの判断を示し、それを超える部分が無効であるとの判決が下された。

4 考察

本件では、大学のスポーツ同好会という権利能力なき社団についても、その団体の実質を検討したうえで、消費者契約法上の「消費者」性が認められた点及びキャンセル料を旅館が自己のホームページ上に記載した場合であっても、それが直ちに消費者契約法上の「平均的な損害」には該当せず、個別具体的に発生した損害と損害回避の可能性を検討し、そのうえで「平均的な損害」を算定した点に特徴がある。

契約関係が高度に発達した現代社会においては、民法で想定されている、対等な力関係を持つ当事者同士の契約という建前を維持できなくなっているケースが多い。実質的契約弱者である消費者の保護を目的として、消費者契約法が制定されたことに鑑みれば、当該団体の名称や属性に捉われず、個別具体的に保護に値すべきかどうかを検討することは、法の趣旨にも適合するものである。また、「平均的な損害」についても、実質的に発生した損害以上の損害を消費者に補てんさせることは不合理であることから、個別的に実質的に生じた損害を算定した本件判決は評価することができる。

今後同種の相談があった場合には、たとえ契約書やホームページ上にキャンセル料の規定があったとしても、その契約の内容や種類、キャンセルの時期、当該業種において通常想定される損害とは何かなど、幅広く当事者からヒヤリングすることによって、安

易に、事業者の請求するキャンセル料を支払うことのないように助言すべきと考える。

その際、本件の事例を参考にいただければ、筆者としては望外の喜びである。